

議案第30号

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年10月目黒区条例第23号）の一部を次のように改正す
る。

第14条第1項中「この項、第19条及び第36条第3項において」を削る。

第35条第3項中「「除く」を「「教育・保育給付認定子ども」に、「除き、
特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども（特別利用保
育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第3項中「「を除く」を「「教育・保育給付認定子ども」に、「並
びに特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども（特別利
用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第42条第4項を次のように改める。

4 区長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しな
いこととすることができる。

- (1) 区長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、
特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未
満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者
による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子
どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教

育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

第50条中「この項、第19条及び第36条第3項」を削り、「準用する第19条」の次に「において」を加える。

第52条第3項中「特定満3歳未満保育認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」に改め、「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第33号）の施行等に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表 (_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(施設型給付費等の額に係る通知等)	(施設型給付費等の額に係る通知等)
第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下 <u>この項、第19条及び第36条第3項において同じ。</u> ）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
2 （現行に同じ。）	2 （省略）
(特別利用保育の基準)	(特別利用保育の基準)
第35条 （現行に同じ。）	第35条 （省略）
2 （現行に同じ。）	2 （省略）
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6

条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 （現行に同じ。）

2 （現行に同じ。）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「

条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 （省略）

2 （省略）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「

第19条第1項第1号」とあるのは「第19条第1項第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 (現行に同じ。)

2・3 (現行に同じ。)

4 区長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 区長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満

第19条第1項第1号」とあるのは「第19条第1項第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「並びに特別利用教育を受ける者を除く」とする。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 (省略)

2・3 (省略)

4 区長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) （現行に同じ。）

6～9 （現行に同じ。）

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) （省略）

6～9 （省略）

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用

する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、「第13条」とあるのは「第43条」と読み替えるものとする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 （現行に同じ。）

2 （現行に同じ。）

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育

する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、「第13条」とあるのは「第43条」と読み替えるものとする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 （省略）

2 （省略）

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育

給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。